

危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策のあり方について

1 国際輸送用コンテナに係る消防法上の手続きに関する簡素化に関する事項

- ・ 移動タンク貯蔵所のタンクコンテナの追加に係る手続きの簡素化について
 - ・ 仮貯蔵の繰り返し承認の条件に、船側の不測の事由による遅延も追加することについて
 - ・ 屋外貯蔵所におけるドライコンテナでの危険物の貯蔵について
- ⇒ 資料 4-2-1

2 コンテナに混載されている荷物に係る危険物情報の適切な伝達方法に関する事項

- ・ コンテナの発注者（荷主）が関係事業者に対し、危険物情報を適切に共有するための方策について
- ⇒ 資料 4-2-2

3 大規模物流倉庫や高層ラック式倉庫における危険物の貯蔵に係る留意事項のあり方に関する事項

- ・ 屋内貯蔵所において移動式架台を設置する際の留意事項について
- ⇒ 資料 4-2-3

<参考>

以下の検討事項は、第3回検討会において結論が得られ、対応状況は次のとおり。

1 海外製の特殊な容器、国連規格や機械器具等における危険物の運搬に関する事項

- (1) 給油機器と一体となった構造の運搬容器
機械により荷役する構造を有する運搬容器に該当することを「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和4年7月26日付け消防危第163号）で通知
- (2) ガソリン入りの最大容量 10 リットルのプラスチック製運搬容器を専ら乗用の用に供する車両で運搬することについて
 - ・ 専ら乗用の用に供する車両でのガソリンの運搬容器について、UN表示（3H1）が付されたプラスチック製運搬容器（最大容積 10 リットル）を追加するよう、危告示を改正予定
 - ・ プラスチック容器、プラスチックドラムについて、液体の危険物を収納する場合は製造されてから5年以内とするよう、危規則を改正予定
 - ・ 運搬容器の試験基準の「水圧試験」について、新たに2種類の試験方法を追加するよう、危告示を改正予定
- (3) FRP製の変圧器
機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例基準に、FRP製の変圧器を追加するよう、危告示を改正予定

2 消毒用アルコールに係る緊急的な危険物輸送に関する事項

アルコール類を内装容器（プラスチックフィルム袋）に収納し、緩衝材と共に外装容器（ファイバ板箱に限る。）に収納した組合せ容器について、運搬容器に求められる落下試験と積み重ね試験で課される性能を有する場合は運搬容器として使用できるよう、危告示を改正予定

※ 資料で使用する略語は以下のとおり

- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）・・・消防法
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）・・・危政令
- ・ 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）・・・危規則
- ・ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）・・・危告示